



山椿

Yamatsubaki 88

Takahata Masako

高畑 正子 (52期)



筆者近影

2000年4月に弁護士登録をしてからもうすぐ25年が経ちますが、そのうち20年間企業内弁護士として勤務しています。その傍ら、2007年から2010年まで男女共同参画推進PT、2017年より国際委員会、2022年より法曹養成・法科大学院委員会に参加し、2022年度は常議員を務めました。

一般に、企業内弁護士で会務活動を行っている方はあまり多くありません。その理由として、企業内弁護士において会務活動について十分な知識がないことや関心のある委員会が少ないことが挙げられています。また、会派に所属していない企業内弁護士は委員会等に参加する動機に乏しいことに加えて、そのような機会があったとしても、時間の調整がつかないために参加を断念することや、継続して参加することが困難となってしまうことも考えられます。弊職の場合、男女共同参画推進PTについても、国際委員会についても、当時の理事者等にお声掛けいただき、委員となりました。丁度、外資系金融機関に所属していたことで、関心の高いテーマであったことや時間の管理に裁量があったことから、委員会活動を続けることができ、貴重な経験となりました。

企業内弁護士が参加するとよい委員会を一つ挙げるとしたら、国

際委員会をお勧めします。その理由は、まず、所属する企業が海外に拠点のある場合や外国企業と取引関係にある場合も多く、また、国内の事業に集中している企業に所属する場合であっても、国際的な商取引に関与する可能性が高いからです。国際委員会では、各国の弁護士会に所属する弁護士との間のカジュアルな交流会も企画しており、各国の事情について触れる機会があります。

また、国際委員会には、日本企業の対外直接投資や、外国企業の日本国内への投資等クロスボーダー取引に携わっている弁護士や、各国の法令や商慣習に知見のある弁護士が多く所属しています。そのため、国際委員会のセミナー等での情報共有や、実務上の問題点や懸念事項についての相談などもできます。

さらに、二弁が友好協定を締結している各国の弁護士会との交流会に（二弁の理事者等と共に）参加する機会があることも、その魅力の一つです。企業内弁護士として、他国の弁護士と話す機会も多いですが、弁護士会の一員として、当該地域の弁護士会の活動や法曹養成制度を垣間見ることができるのは、特に、当該地域との間で取引のある企業に所属している企業内弁護士にとって、有意義ではな

いかと思います。

従前より、弊職は、IBAの個人会員として、投資先国等諸外国の弁護士との交流を積極的に行っており、IBAオフィサーも務めています。2023年10月のIBA年次総会には、二弁（IBAの弁護士会会員）として参加し、二弁と友好協定締結している各国の弁護士会の理事者と交流する機会もありました。定期的な交流会に加えて、IBAのような国際会議の開催期間中に開催地において、各国の弁護士会の理事者と面談することは、弁護士会間の友好関係を維持するうえで大切だと思います。

日本は経済大国であり世界有数の投資家として多大な影響力がありますが、法曹界は、弁護士数が少ないこともあり、国際社会にあまり貢献できていないように思います。2026年に100周年を迎える二弁ですが、次の100年に向けて、多様な社会で活躍できる弁護士の集まる弁護士会であってほしいと思います。

